

県北ものづくり産業ネットワーク会則

(名 称)

第1 このネットワークは、県北ものづくり産業ネットワーク（以下、「ネットワーク」という。）と称する。

(目 的)

第2 本ネットワークは、会員企業相互や他圏域の企業、大学等研究機関との交流・連携を深めるとともに、会員企業が直面する課題解決に向けた共同の取組みや企業、学校、産業支援団体、行政が一体となってもものづくり産業を支える人材を育成するための取組みを進めることにより、ものづくり産業の一層の成長発展を促し、地域経済の活性化に貢献する。

(事 業)

第3 ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の交流や情報交換、セミナー等の開催
- (2) 会員共通の課題の把握と解決に向けた共同の取組みの支援
- (3) 他圏域の産業団体、産業支援機関及び大学等研究機関の活動情報の収集と会員への提供
- (4) 他圏域の企業との交流
- (5) 大学等研究機関との連携に向けた支援
- (6) 学校と企業が共同で行うものづくり人材育成関連事業の調整・実施
- (7) その他、必要な事業

(会 員)

第4 ネットワークの会員は、第2の目的に賛同する企業、学校、行政、産業支援団体を基本とする。

(会 費)

第5 ネットワークの企業会員の年会費を5,000円とする。

- 2 会費は、ネットワークの活動費に充てる。
- 3 ネットワークの学校会員、行政会員、産業支援団体は、会費の納入は行わず、企業会員の活動を支援する。

(役 員)

第6 ネットワークに次の役員を置く。

代表	1名
副代表	3名
監事	2名

(選 任)

第7 役員は、総会において会員の中から選任する。

(役員の仕事)

第8 代表は、このネットワークを代表し、総会の議長となる。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときは、その職務を代行する。

(役員の仕事)

第9 役員の仕事は、2年とする。

- 2 役員は、再任を妨げない。
- 3 役員に欠員が生じた場合、補欠として選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第10 総会は、代表が招集し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 年度事業計画及び予算に関する事項
- (2) 年度事業報告及び決算に関する事項
- (3) 役員を選任
- (4) 会則の変更
- (5) その他運営委員会において必要と認めた事項

2 総会の定足数は、会員の過半数とする。

3 総会の決議は、出席会員の過半数の賛成とする。

(代表の専決)

第11 代表は、急を要するときは第10に規定する総会において審議する事項について、専決することができる。

2 代表は、前項の規定より専決したときは、これを次の総会において報告するものとする。

(運営委員会)

第12 ネットワークの運営及び活動等について協議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は12人以内とし、代表、副代表及び会員の中から代表が指名する運営委員で構成する。

3 運営委員会は、代表が必要と認めるときに開催する。

(専門部会)

第13 会員は、第3(2)に規定する共通課題の解決に向けた共同の取組みについて検討するため、代表の承認を得て専門部会を設置することができる。

2 代表は、専門部会の設置を承認した場合は、直近の総会にこの旨を報告するものとする。

3 専門部会は、会員及び課題に関係する団体の関係者で構成する。

4 専門部会に部長を置き、専門部会の構成員の中から互選する。

(会計年度)

第14 ネットワークの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第15 ネットワークの事務局は、県北広域振興局に置く。

(附則)

この会則は、平成19年7月26日から施行する。

(附則)

この会則は、平成20年5月7日から施行する。

(附則)

この会則は、平成22年5月19日から施行する。

(附則)

この会則は、平成25年6月17日から施行する。

(附則)

この会則は、平成27年6月9日から施行する。

(附則)

この会則は、平成30年6月1日から施行する。

(附則)

この会則は、令和7年6月13日から施行する。